

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

1. 担当介護支援専門員

氏名 村田 裕子

連絡先 049-261-3011

2. 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 崇徳会
代表者役職・氏名	理事長 野 溝 守
所在地	埼玉県ふじみ野市大井621-1
電話番号	049-261-0700
関連事業	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型特別養護老人ホーム 短期入所生活介護（ショートステイ） 通所介護（デイサービス）

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

社会福祉法人 崇徳会
事業所名 マザーアース居宅介護支援事業所
所在地 埼玉県ふじみ野市大井621-1
連絡先 049-261-3011
事業所番号 1172400069
管理者名 村田 裕子

(2) 営業及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日（但し、12/29～1/3は休業）
※祭日は営業しています。

営業時間 午前 9：00～午後6：00
（電話対応は午後5：30まで）

(3) 職員体制

	常勤兼務	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名			サービス管理全般	1名
介護支援専門員	1名	1名		サービス計画の立案・管理等	2名
事務職員			1名	書類作成などの補助業務	1名

(4) サービスを提供する実施地域

通常の居宅介護支援事業者の提供地域

ふじみ野市、富士見市、三芳町の区域とします。

4. 運営の方針

- ・ 利用者の有する能力を見極め可能な限り、居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行います。
- ・ 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択により適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
- ・ 利用者、家族の思いや人格を尊重し、十分な説明及び傾聴を心がけ、信頼関係の構築に努めます。
- ・ 利用者の立場に立ち提供されるサービスの種類が特定の事務所に偏ることがないように公正、中立に行います。

5. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。

モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

以下の要件を全て満たしたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面談(モニタリング)を行う場合もあります。

ア 利用者の同意を得ること イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること (ア) 利用者の状態が安定していること (イ) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合を含む) (ウ) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること	同意欄 ☐
---	--

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理
-----------------	--

6. 居宅介護支援利用料

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は下表のとおりです。

費用項目	単位数	地域加算 10.70 を乗じる金額
☐ 居宅介護支援費Ⅰ 要介護1・2	1,086 単位	11,620 円／月
☐ 居宅介護支援費Ⅰ 要介護3・4・5	1,411 単位	15,097 円／月
☐ 初回加算	300 単位	3,210 円／月
☐ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	2,675 円／月
☐ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	2,140 円／月
☐ 退院・退所加算	450～900 単位	4,815～9,630 円／月
☐ 通院時情報連携加算	50 単位	535 円／月

※ただし、法定代理受領により当事業所の在宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

※通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから10キロ未満は500円、10キロ以上は1,000円です。

7. 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申出下さい。

サービス相談窓口	
☆マザーアース	TEL 049-261-3011 担当者 村田 裕子 (受付時間 10:00 ～ 15:00)
☆各市町村の介護保険係窓口	ふじみ野市役所 高齢福祉課 TEL 049-261-2611 (代) 富士見市役所 高齢者福祉課 TEL 049-251-2711 (代) 三芳町役場 健康増進課 TEL 049-258-0019 (代)
☆埼玉県国民健康保険団体連合会	介護保険課 苦情対応係 TEL 048-824-2568

8. 秘密保持について

事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所計画のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、御家族様に連絡を行うとともに、必要な措置を講じています。
- (2) 当事業所の活動時に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 医療との連携について

介護支援専門員は、利用者の疾患や心身状況、生活状況など必要に応じ利用者の主治の医師及び関係医療機関と連絡を取らせていただきます。

介護支援専門員は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て、主治の医師等に対し意見を求めます。

意見を求めた主治の医師等に対し、居宅サービス計画書を交付します。

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

終末期の医療やケアの方針に関して利用者又はその家族の意向を把握し、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回にモニタリングを行い、利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供し、その時々的心身状態に即したサービスの調整を行います。また、主治の医師等の助言を得ることを前提としてサービス担当者会議を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化し、迅速な対応を行います。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、法人内設置の虐待防止対策委員会と連携し、定期的に委員会を開催しています。

虐待防止のための指針を整備し、職員に周知徹底するとともに、定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者	村田 裕子 (主任)
-------------	------------

12. 業務の継続について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続

的に実施・再開するために、業務継続計画を整備し、職員に周知徹底するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的の実施しています。また、業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更します。

13. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延等の防止のため、法人内設置の感染対策委員会と連携し、定期的に委員会を開催しています。感染対策マニュアル（指針）を整備し、職員に周知徹底するとともに、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的の実施しています。

14. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとしています。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとしています。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

所在地	埼玉県ふじみ野市大井621-1
名 称	社会福祉法人 崇徳会 マザーアース居宅介護支援事業所
代表氏名	理事長 野溝 守 印
説明者	介護支援専門員 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要な事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始について同意しました。

利用者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印

重要事項説明書 別紙

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

期間（令和6年3月～令和6年8月）

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護の各サービスの利用割合

訪問介護	10%
通所介護	56%
福祉用具貸与	59%
地域密着型通所介護	8%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	特定非営利法人 ひまわり	53%	あいの手	28%	アースサポート株式会社	17%
通所介護	おおいケアセンター そよ風	32%	マザーアース デイサービス	31%	羽沢ナーシングホーム デイサービス	7%
福祉用具貸与	株式会社 栗原医療器械店 所沢	22%	シルバーホクソン	20%	ケアウェル安心株式会社	14%
地域密着型通所介護	きらめきリハビリデイ サービス ふじみ野	25%	そらまめ	16%	デイサービスセンター きずなふじみ野市	16%
			すずらんの花	16%	a r u k u +	16%

上記の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人崇徳会 高齢者総合ケアセンター
マザーアース 居宅介護支援事業所

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者家族

住所 _____

（代理人）

氏名 _____ 印